

一般社団法人メディカルチェック推進機構会員規則

(規則の目的)

第1条 本規則は、一般社団法人メディカルチェック推進機構（以下「機構」という）の会員制度について定めるものとする。

(会員)

第2条 機構の会員とは、機構の設立目的に賛同して、指定する手続に基づき本会員制度への入会を申込み、理事長の承認を得た個人、法人または団体（以下「法人等」という）であり、次の3種とする。

正会員：機構の設立目的に賛同し、社員として入会した個人及び法人等であり、一般社団法人に関する法律上の社員とする。なお、第4条の口数に関係なく議決権は1とする。

賛助会員：機構の設立目的に賛同し、機構を賛助する個人及び法人等。

特別会員：機構の事業に賛同する研究者、学識経験者又は団体で、機構が事業への協力を要請した個人及び法人等。

(入会)

第3条 機構の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書等を機構に提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会費等)

第4条 定款7条に規定する入会金及び会費は以下に定める通りとする。ただし、理事会が認めた場合には、入会金の免除及び減額することができる。

正会員	(個人1口)	入会金	30,000円	年会費	10,000円
	(法人等1口)	入会金	100,000円	年会費	20,000円
賛助会員	(個人1口)	入会金	なし	年会費	10,000円
	(法人等1口)	入会金	なし	年会費	100,000円
特別会員		入会金	なし	年会費	なし

2 会費は年会費制とし、機構発行の請求書により、一括で振り込むものとする。

3 会員が既に納めた会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(賛助会員の特典)

第5条 賛助会員については、希望により機構のホームページ等に機構への協力団体等として名称等を記載することができる。

(退会)

第6条 定款第8条により、会員は理事長へ別途定める退会届を提出することにより任意に退会することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 定款第10条に該当する場合は、会員資格が喪失する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めのない事項については、別途理事長が定める。

附則

本規則は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。

一般社団法人メディカルチェック推進機構会員規則